行 経 第 102号 令和6年3月19日

水戸市監査委員 様

水戸市長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について(通知)

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方 自治法第252条の38第6項の規定に基づき、通知します。

# (参考) 監査の結果に基づく対応状況(教育委員会所管分を含む。)

			対応状況				
監査実施 年度	テーマ		区分	R4年3月2日 通知(件数)	R5年3月20日 通知(件数) ※()は累計数	R6年3月19日 通知(件数) ※()は累計数	
R 2年度	公有財産等の管理に関す	指摘	措置済み	1 4	17 (31)	1 (32)	
	る財務事務の執行につい て	37 件	措置を要しない 理由のあるもの	3	— (3)	— (3)	
			対応中	2 0	3	2	
		意見 24 件	措置済み	4	3 (7)	1 (8)	
			措置を要しない 理由のあるもの	2	— (2)	<b>—</b> (2)	
			対応中	1 8	1 5	1 4	
R 3年度	外郭団体等に係る財務に 関する事務の執行につい て	指摘 28 件 意見 25 件	措置済み		1 6	6 (22)	
			措置を要しない 理由のあるもの		1	— (1)	
			対応中		1 1	5	
			措置済み		9	5 (14)	
			措置を要しない 理由のあるもの		1	— (1)	
			対応中		1 5	1 0	

			対応状況					
監査実施	テーマ	指摘等		R4年3月2日	R5年3月20日	R6年3月19日		
年度	, ,	の件数	区分	バザーのガ2日   通知(件数)	通知(件数)	通知(件数)		
				<b>通</b> 加(什么/	※()は累計数	※()は累計数		
R 4年度	水戸市上下水道局におけ	指摘	措置済み	/		5		
	る財務事務の執行及び管 理の状況について		措置を要しない					
			理由のあるもの			_		
			対応中			1 1		
		意見	措置済み			2		
		26 件	措置を要しない			_		
			理由のあるもの					
			対応中			2 4		

対応状況については、1件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)		教育部生涯学習課	
報告書ページ	120	区分別	指拍	商事項	
		の番号		意見	4
指摘事項等 の内容	教育教では、大きなでは、と校関・平地暫に、からないのは、というないのは、と校関・平地暫を対しているというのでは、と校関・平地では、いのでは、と校関・平地では、いのでは、いのでは、いのでは、いのでは、いのでは、いのでは、いのでは、いの	こつ分い 好1 「化地誕」ッで財機・3中(年所る」なしいた以 カ目 にあ地 跡りとの第貸)略以に旧 ば時、いう下 レ 254 り の 地石は用2出具)上属み 具点大えの ッ44 平そ車 全碑「に号当体使もすと 体に部で土 ジ番 成の「「体が育すでのな許い学文」ない	が)が 地) 20一藤 32設委るあ夬整可ひ校カ 教て実年あ 年 14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	質以る こま ずさ会産。女計するのツ 財普的上。 3 市湖 財れ及」 書画る 1 他ジ 産通に、 月指像 産てび地 にをこりの跡 と地に 1 まましていまっ まきしゅまして	が引継ぎをというないでにというないでにといって、というないでにというないでにというないでは、というないでに、これでは、これで、いって、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで

に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方 公共団体の長に引き継がなければならない」(地方自治法第238条の2 第3項)が、引き継ぎがなされていない。

また、市長としても教育財産として活用されていない現状について「普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる(地方自治法第238条の2第1項)」ところ、必要な措置を講ずべきことを求めていない。

土地面積の大部分が当初の用途を廃止している旧みと好文カレッジ跡 地については市長においては必要な措置を講ずべきことを求め、教育委 員会においては旧みと好文カレッジ跡地全体を教育財産とするのではな く現状の利用実態・今後の活用見込みを踏まえ利用目的ごとに区分し、 教育財産としての用途を廃止する場合には市長への引き継ぎを速やかに 行う必要がある。

#### 講じた措置 の内容等

包括外部監査の意見を受け、「生誕の地石碑」、「藤田東湖像」、「産湯の井戸跡」については、引き続き教育財産として教育委員会が所管することで整理し、教育財産以外の土地は、令和5年12月に財産活用課に引継ぎを行った。

## 包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)		総務部財産活用課			
報告書ページ	134	区分別	指拍	商事項	27		
		の番号	Ę	意見			
	所有地の状況について確認すべきこと						
	土地の処分にあたっての調書を閲覧すると、その上に私有財産である						
	建物が建設されている事例が散見されている。						
	規則第 199 条において、「財産事務取扱者は,法第 238 条に規定する						
	公有財産を常に良好な状態において管理し、その目的に応じ、最も効率						
	的な運用をするように努めなければならない」と規定している。						
	本来であれば、公有財産・普通財産である土地を利用する場合には規						
	則に基づき行政財産にあっては使用の許可又は契約を、普通財産にあっ						
	ては契約を締結しなければならないものである。しかし、私有財産であ						
	る建物が建設されていた状況で売払われた土地においては、土地の賃貸						
	借契約を締結されていない状況であった。担当者に過去の経緯について						
 指摘事項等	質問したところ、不明との回答であった。市の財産である土地のうえに						
の内容	許可なく私有財産が建設されると、市有財産の利活用に支障が生じるこ						
	とはもとより、本来収受するべき賃借料が収入されず市の財政を毀損す						
	ることになる。						
	市の財産を効率的・効果的に活用していくためにも、規則第 199 条に						
	定められているとおり、公有財産を良好な状態において管理する必要が						
	ある。廃道敷・排水路敷など狭小な土地で市内各地に散在している土地						
	が多数存在しているため、すべての土地について私有財産に侵害される						
	ことがないよう見回りを行うことは困難なことではあると思慮される。						
	しかし、困難であるからと言って何もしないのでは「常に良好な状態に						
	おいて管理」しているとはいえない。						
	そのため、職員の過大な負担とならないように毎年ではなくある程度						
	の期間を設け、その期間内で全ての市の財産の現況を確認するなどの方						
	策を実施していく	必要がある。					

### 指摘事項に記載された「私有財産である建物が建設されている事例」 は、廃道敷、廃水路敷の市有地を指すと思われる。これらの公有財産は、 道路管理課が所管しており、隣接地所有者等への売払いを行う際に財産 活用課に所管換えされる。

#### 講じた措置 の内容等

道路管理課では、所管している公有財産の見回りを定期的に実施して おり、その中で不適正な利用を発見した場合には、行為者に対して指導 を実施している。

また、財産活用課の所管する公有財産については、段階的に見回りを 実施し、現況確認や無断使用者への指導等、適正な管理に努めている。 他の部署が所管する公有財産についても、良好な状態において管理す るため、定期的な見回りの実施や不正利用者への指導の実施等について、 令和5年10月に文書で通知した。